

第3節 地下水を保全する

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

本市の豊富で良質な地下水は、貴重な水道水源であるとともに、湧水花きをはじめとする農業用水にも活用されるなど、市民共有の財産となっています。

このため、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」を制定し、水道水源の保全に努めるとともに、水質の保全に向けて、平成15年度から市内6カ所の民間井戸などで水質調査を実施しており、平成18年度からは14カ所に拡大して実施しています。また、平成18年度からの3カ年事業として「総合的な地盤及び地下水保全に関する調査」を実施しました。平成19年度には、市内の事業者井戸から水銀が検出されたことを受け、希望者に対し、水質調査（261カ所）を実施、2カ所を除いては検出されず、汚染の拡がりはないことが判明しました。検出された2カ所については、ひきつづき年3回のモニタリング調査により、現状把握をしています。今後も地下水の有効利用と保全を図るため、「総合的な地盤及び地下水保全に関する調査」を活用した実態把握を行うとともに、水質保全に向けた監視を強化していく必要があります。

また、山砂利採取跡地の埋め戻しに伴う市民不安を解消するため、引き続き搬入土砂の安全の確保に取り組む必要があります。

■基本方針

○地下水の水量や安全性を確保するため、総合的な調査と監視を強化し、豊富で良質な地下水の保全をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値 (平成22年度)	5年後の目標 (平成28年度)	めざすべき 目標
地下水の水質	水道取水井の水質にかかる環境基準適合率	%	100	100	100

■主な施策の展開

（1）地下水の適正採取と合理的利用

市民共有の資源である地下水の保全を図るため、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づき適正採取と合理的利用に努めます。

（2）地下水の総合的調査結果の活用と監視の強化

「総合的な地盤及び地下水保全に関する調査」結果に基づく地下水の有効利用及び保全策を検討し、安心で安全な地下水の保全に向けて、定期的な水質測定の実施や山砂利採取跡地

の適正な埋め戻しを行い、あわせてパトロールと監視の強化を図ります。

また、京都府が水質汚濁防止法に基づいて実施される地下水の水質測定への協力や積極的な情報交換など、連携と監視の強化を進めます。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 市民生活にとってかけがえのない資源である地下水の保全について自ら学習する。
- 市が実施する地下水の保全に関する施策に協力する。

■PR施策

○地下水の水質調査の実施

本市は、豊富で良質な地下水に恵まれ、水道、農業、工業など、様々な分野で地下水が利用されており、市民共有の財産と位置づけた地下水の保全に努めています。

その取り組みのひとつとして、毎年度、市内14カ所の井戸において水質測定を実施し、市全体の地下水水質状況を監視しています。

引き続き、地下水水質状況の監視に努め、地下水の保全に取り組んでいきます。



【城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査研究報告書】